

(別紙1)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190912 四 国 第 8 号
令 和 元 年 1 0 月 1 5 日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について (回答)

令和元年9月12日付け20190820四国第2号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

(電力・ガス取引監視室主管)

(別紙2)

事業者数：3事業者 指定旧供給地点群数：5地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
四国ガス燃料株式会社 (法人番号 2500001011654)	笠松団地
四国ガス燃料株式会社 (法人番号 2500001011654)	郷山団地
四国ガス燃料株式会社 (法人番号 2500001011654)	西新浜団地
エナジー・ワン株式会社 (法人番号 4500001000457)	瀬戸風ハイツ
大一ガス株式会社 (法人番号 6500001002451)	堀江みのり団地